

の起立を求めます。

(起立全員)

- 渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第94号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

## 文教常任委員会審査報告

- 渋谷佐輔議長** 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆文教常任委員長。

(安部 隆文教常任委員長登壇)

- 安部 隆文教常任委員長** おはようございます。

平成29年第5回市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査いたしました。

それでは、議案第91号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成30年度から致芳地区公民館、西根地区公民館、平野地区公民館をコミュニティセンターへ移行することに伴い、名称及び位置並びに対象区域の規定から、3つの公民館の名称等を削除する改正を行うため提案されたものです。

質疑に入り、委員からは、公民館が条例からなくなるわけだが、館長会をしなくなるのか、コミュニティセンターへの移行に不安がある公民館もあるようだが、コミュニティセンターの館長なども含めて、今まで同様に館長会や主事会をするのか、どのように考えているのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、これ

まで公民館館長会、主事会については文化生涯学習課で担当してきたが、引き続き地域づくり推進課と一緒に歩調を合わせて対応していきたいとの答弁を受けました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

- 渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第91号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第91号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第91号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

## 厚生常任委員会審査報告

- 渋谷佐輔議長** 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男厚生常任委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)